

ダイバーシティ浸透のための対話・交流の場づくり等企画・運營業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、平成29年12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる」ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

本業務は、推進方針に基づき、その考え方の浸透を図るため、「多様性」理解促進のためのワークショップ等を開催することにより交流・体験の場づくりを進め、県内へのダイバーシティの考え方の浸透を図ることを目的とします。

2 業務名

ダイバーシティ浸透のための対話・交流の場づくり等企画・運營業務

3 委託期間

契約日から平成31年3月25日（月）

4 委託業務の内容

県民の皆さんのダイバーシティという言葉の認知度は低く、県民の皆さんの行動につなげていくためには、理解、共感を促していくことが重要です。

本業務は、推進方針に基づき、ワークショップや、ダイバーシティについての対話型のトークイベントなどを基本としたダイバーシティの考え方の浸透を図る取組を、年度を通じて定期的実施します。

①ワークショップの企画、運営

参加者が、自分事として考えたり、相手の立場になって考えるグループワーク体験などによって、ダイバーシティの考え方の理解促進を図るワークショップ（1回2時間程度。1回の参加者は30名程度。場所はアスト津の県民交流スペースなど）を実施します。

ア. 事前準備

ワークショップの内容・構成等検討、資料の作成、会場のデザイン・レイアウト検討、参加者の募集等を行う。

なお、開催にあたっては、募集チラシ等の作成、SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこと。

また、参加者は可能な限り多様性のある参加者となるよう努めるものとする。

イ. 当日の運営

会場確保、設営・撤収、ワークショップの進行、ファシリテーション、議論の取りまとめ、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行う。

ウ. 開催回ごとの開催概要の作成

参加者以外の方へ理解促進を図る資料として、県のホームページに掲載するため、A4サイズ2頁程度の開催概要をワードファイル等で作成する。開催概要は、啓発用資料として使えるような文案、デザインとする。

エ. 上記の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとする。

② トークイベントの企画、運営

ダイバーシティに関するトークゲストを招き、参加者との双方向型の内容のトークイベント（1回90分程度。1回の参加者は30名以上。場所はアスト津の県民交流スペースなど）を定期的の実施します。各回でテーマ、トーカーを変更するなど、異なった内容で実施することとします。

ただし、初回のトークイベントについては、拡大版トークとし、6月までを目途に100人程度の参加者で開催します。初回分についてはあらかじめ県においてテーマ設定のうえ、トーカーの手配をします。なお、初回分のトーカーの謝金、旅費は県において別途支払（費用負担）します。

ア. 事前準備

テーマの検討やトーカーの選定、トーカーとの事前調整、シナリオ作成、資料の作成、会場のデザイン・レイアウト検討、参加者の募集等を行う。

なお、開催にあたっては、募集チラシ等の作成、SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客に努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこと。

また、参加者は可能な限り多様性のある参加者となるよう努めるものとする。

イ. 当日の運営

会場確保、設営・撤収、進行、ファシリテーション、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行う。

参加者の希望に応じて、手話通訳もしくは要約筆記を実施する。

なお、初回のトークイベントやイベント内容によっては、参加者の希望に応じて、託児サービスを実施する。

ウ. 開催回ごとの開催概要の作成

参加者以外の方へ理解促進を図る資料として、県のホームページに掲載するため、A4サイズ2頁程度の開催概要をワードファイル等で作成する。開催概要は、啓発用資料として使えるような文案、デザインとする。

エ. 上記の実施に必要なその他費用はすべて委託金額に含むものとする。

③ (任意) 県民の皆さんへのダイバーシティの考え方の浸透に資する取組

独自の提案により、上記①②にかかるより効果的な情報発信の取組や、県民

の皆さんへのダイバーシティの考え方の浸透を効果的に進めるための取組を行います。

④その他

より効果をあげるため、開催内容は上記①②を組み合わせ、開催回数は上記①②を合わせて6回以上（初回のトークイベント分を含む）とします。

なお、上記①②③の具体的な内容については、より効果的な内容となるよう、県と受託者が協議のうえ決定します。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとします。

6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は平成31年3月25日(月)のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）